

【記入項目A(全員)】特に重要な事項です。 ※申請児童1名につき1枚ずつ記入してください。

●市外保育施設の希望理由を下記項目から選択してください。

- ☐勤務先等があるため(父・母) ☐通勤経路にあるため(父・母)
- ☐里帰り出産のため ☐現在入所中のため(継続入所希望)
- ☐転出予定：転出先住所→ (転出時期： 年 月)
- ☐その他 ()

●各確認項目をよく確認し、「□」にチェックし、保護者署名欄にご署名をお願いします。

区分	確認項目	分かりました
全員確認	希望先自治体に申込可能な条件・申込期限・必要書類について確認しました。 ※希望先自治体によって取扱いが異なりますので、希望先自治体に事前にご確認ください。	☐
	虚偽の申請をした場合は、認定を取り消します。入所内定となった場合でも、内定を取り消します。 また、保育認定の事由を満たさない場合は、継続入所を認めません。	☐
	提出書類等で不明な点について、職場やご家庭等に電話してお聞きする場合があります。	☐
	申請書に不足書類がある場合は、希望先自治体の締切日の10日前までに提出してください。締切間近だと間に合わない場合があります。	☐
委託申込(新規・継続)の場合は確認	利用期間は、多くの自治体で「当該年度末まで」となっております。 翌年度以降は、継続入所を希望していても、希望先自治体の判断により継続入所が認められないこともありますので、あらかじめご承知おきください。 ※年度途中で利用期間が終了となる場合もあります。(求職中となった場合、育児休業の場合等)	☐
	希望保育施設は入りたい順番で書いてください。 自治体によっては、希望施設の種類や数に制限があります(事前にご確認ください)。	☐
	越谷市外の保育施設に決定(内定)した場合、希望先自治体や保育施設からの指示で別途書類の提出や面接等が必要になることがあります。	☐
	利用調整の結果、認定こども園(保育部分)や地域型保育にあっせんされた場合、施設と契約が必要となります。期日までに契約しない場合、あっせんが無効となり入所できなくなります。	☐
	この申込では、現在お持ちの認定を変更することはできません。特に保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、別途「教育・保育給付認定変更申請書(兼)内容変更届」を提出してください。(例：以前の申込時は短時間を希望していたが、今後は標準時間に変更したい 等)	☐
	申請書に不足書類があり、締切後も提出がない場合は、保育認定ができず、入所が認められません。	☐
	利用調整や利用者負担の決定、副食費の免除に必要な場合、市が保護者と同居する親族全員の課税内容を税務関係当局に報告を求めることがあります。(子ども・子育て支援法第16条)	☐
	所得税・住民税の過年度申告や修正申告をしても、過年度分の利用者負担額(保育料・副食費の減免等)は変更できません。	☐
	認定こども園は、教育標準時間認定(幼稚園部分)の児童と同じ教育を受けます。このため、2号認定(3歳以上)については、入園受入準備費や特別教育費などの上乗せ徴収があります。	☐
	保育施設入所中は、保育認定を受けていることが必要です。 退職など状況が変わった場合、認定期間が変更となります。認定期間を満了した場合、退所となります。	☐
	申請後、住所、家族構成、就労状況等に変更があった場合は、各月の期限までに「認定変更申請書(兼)内容変更届」を提出してください。(この際、提出された就労証明書の内容については、入所施設と共有します。)届出を怠ったり、遅れたりした場合は、認定取消(退所)や、さかのぼって保育認定・利用者負担額(保育料)の変更等を行うことがあります。 ※期限：変更希望の前月末までに保育支援課に提出。4月変更分は別途締切日を設けます。 ※希望先自治体が越谷市のルールより短い期限の場合は、その期限の遵守も必要です。	☐
	延長保育・時間外保育は、入所後各保育施設で申込・審査となります。 保育標準時間認定を受けていても、一定の月齢までは保育短時間の通常時間のみの預かりとなる施設があるなど、自治体によって取扱いが異なります。	☐

※全員記入
保護者
署名

本確認票の記載事項を確認しました。
令和 年 月 日
保護者氏名(自署)

※裏面があります。必ず確認してください。

【記入項目B(全員)】提出物の確認です。

●以下の質問項目に答え、○を付けてください。[はい]の場合、記載された書類を提出してください。

質問項目	回答 ※どちらかに○を付ける		提出書類 ※書類を用意した場合のみ「□」にチェックする	
生活保護世帯ですか？	はい	いいえ	☐	新規受給者：受給証明書 更新した方：受給証のコピー
同一世帯内に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はいますか？	はい	いいえ	☐	身体障害者手帳等のコピー
里親ですか？	はい	いいえ	☐	里親であることを証明するもの (里親委託決定通知書や措置変更通知書など)
保護者が外国籍ですか？ (両親とも外国籍の場合、両親分必要)	はい	いいえ	☐	在留カードのコピー(両面) ※就労・求職活動を理由に申込を行う場合は、利用申込時点で就労許可が下りていることがわかる在留カードが必要です。(更新した場合も、改めて提出してください。)

【記入項目C】該当するものの「□」にチェックし、記入してください。☐ **求職中・就労内定の方、保育認定の基準を満たしていない方**

求職中の方は、1か月以内に就労することが条件となります。
また、就労内定の方や、保育認定の基準を満たしていない方(例：月64時間に満たない就労をしている等)も、基準を満たす就労等をした後、就労証明書等を再度提出する必要があります。
このため、保育認定の期間は3か月です。継続入所をするためには、入所月の翌月15日までに就労証明書等を保育支援課に提出してください。
※希望先自治体のルールもありますので、別途遵守してください。越谷市より短い期間となる場合、原則として希望先自治体のルールが適用されます。

**退所に関する
誓約書**

●証明書が提出できない場合は、退所します。
令和____年____月____日
保護者氏名(自署)_____

☐ **出産要件で入所する方(産前産後休業・育児休業から復帰する場合を除く)**

出産要件の方の保育認定期間は、出産予定月を基準に前2か月から、出産日を基準に後8週の翌日が属する月末までとなります。(入所できるのは上記の期間限定となります。)
継続入所を希望する場合は、退所の上、就労等の要件で改めて申請が必要となります。
※希望先自治体のルールもありますので、別途遵守してください。越谷市より短い期間となる場合、原則として希望先自治体のルールが適用されます。

**退所に関する
誓約書**

●出産予定月を基準に前2か月から、出産日を基準に後8週の翌日が属する月末で退所します。
●継続入所を希望する場合は、改めて申請を行います。
令和____年____月____日
保護者氏名(自署)_____

☐ **育児休業中・産前産後休業中で申請の方(病気休暇中で、復帰を前提に申し込む場合を含む)**
育児短時間勤務を取得する方・取得している方(取得の可能性のある方・未定の方を含む)

育児休業中等の申請は、入所した月の翌月14日までに職場に復帰することを前提にしています。
入所した月の翌月末までに育児休業の終了が明記された復職証明書等を保育支援課に提出してください。
※希望先自治体のルールもありますので、別途遵守してください。越谷市より短い期間となる場合、原則として希望先自治体のルールが適用されます。また、育児短時間勤務を取得予定で、就労証明書に終期の明記がない場合、取得後の勤務時間等による指数となります。
※希望先自治体のルールもありますので、別途遵守してください。越谷市と異なるルールの場合、どちらも満たす必要があります。

**退所に関する
誓約書**

●入所月の翌月14日までに職場復帰できない場合は、退所します。
(復職を機に退職し、介護等に事由が変更となり、前職の利用調整基準指数より低い指数に該当する場合を含む)
●復職を機に転職し、新しい勤務先の月当たりの勤務時間が前職の利用調整基準指数より低い指数に該当する場合、退所します。
●復職時の就労証明書や復職証明書に終期を明記せず育児短時間勤務を取得した場合、退所します。
令和____年____月____日
保護者氏名(自署)_____

※育児短時間勤務の時間等が変更となった場合は、速やかに届け出てください。
(保育標準時間から保育短時間に認定が変更となる場合があります)

☐ **保育施設の移行(通っている保育所等に移ることを希望する方)**

移行の承諾が出た場合、元の保育施設に戻ることができません。
このため移行の意思がなくなった場合は、すみやかに申請を取り下げてください。

☐ わかりました(チェックしてください)

☐ **外国籍の方**

在留資格が切れた場合は退園となります。

☐ わかりました(チェックしてください)